

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て社会推進課)	五
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(同)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	六
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(同)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	七

告示

○宮城県告示第三百五十五号

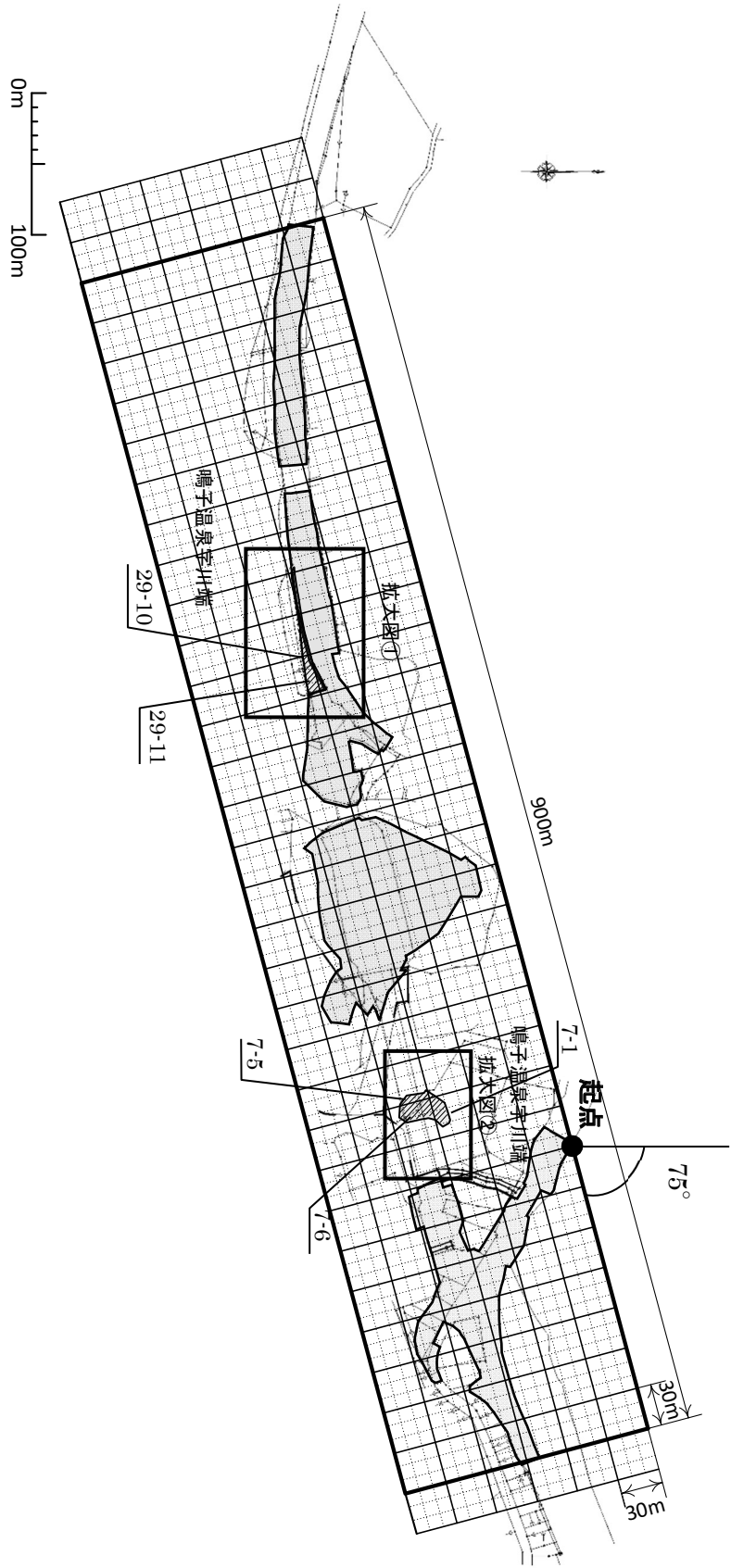
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和四年五月六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市鳴子温泉字川端二十九番十及び二十九番十一並びに大崎市鳴子温泉字川端七番一、七番五及び七番六の一部とし、次の図のとおりとする。

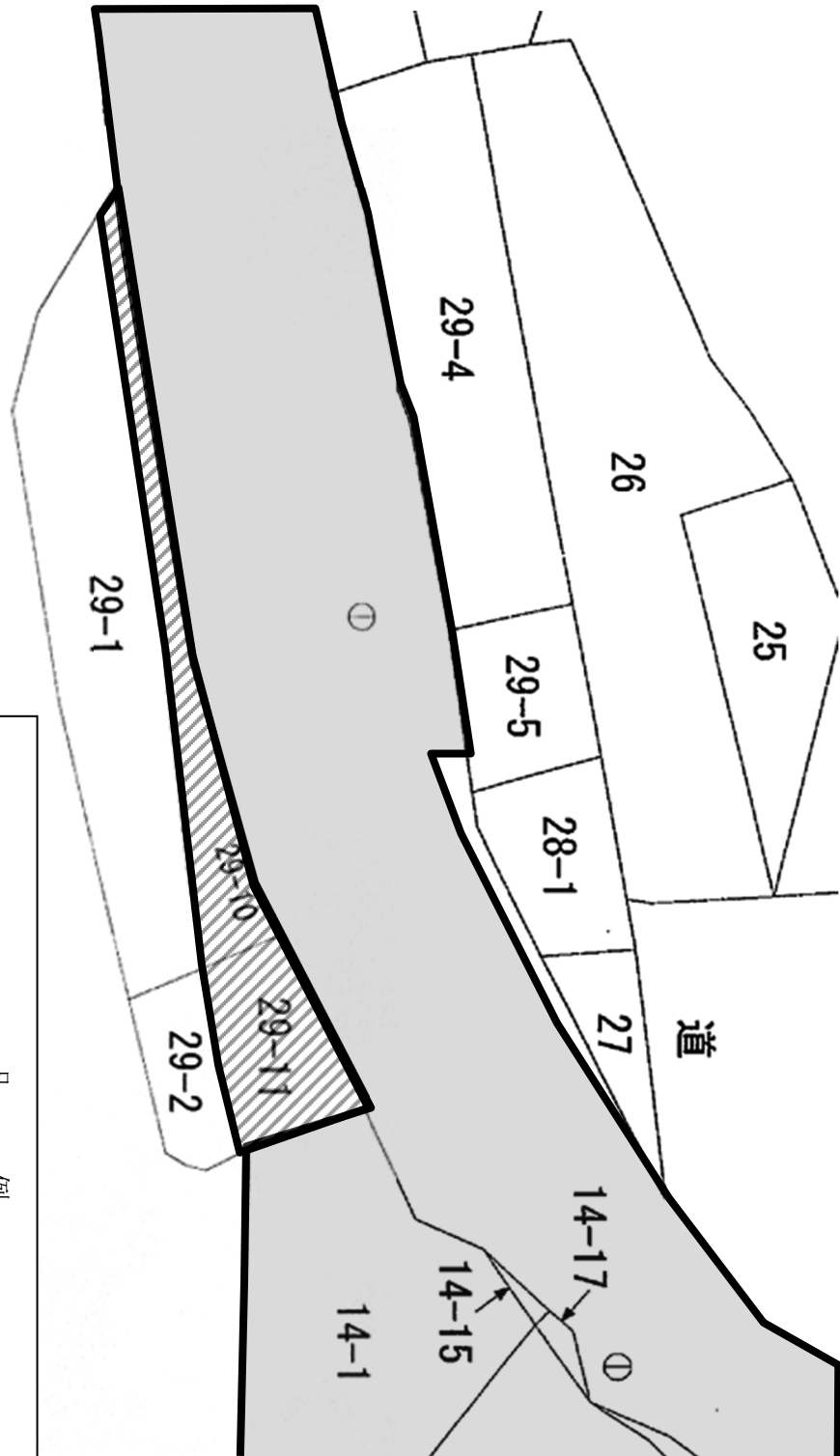


凡 例




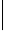
- 既に指定されている形質変更時要届出区域 (形一24)
- ▨ 新たに指定される形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- 筆の境界線

<起点>
 起点は、対象地の北端とする。
 <格子の回転角度> 75°。
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

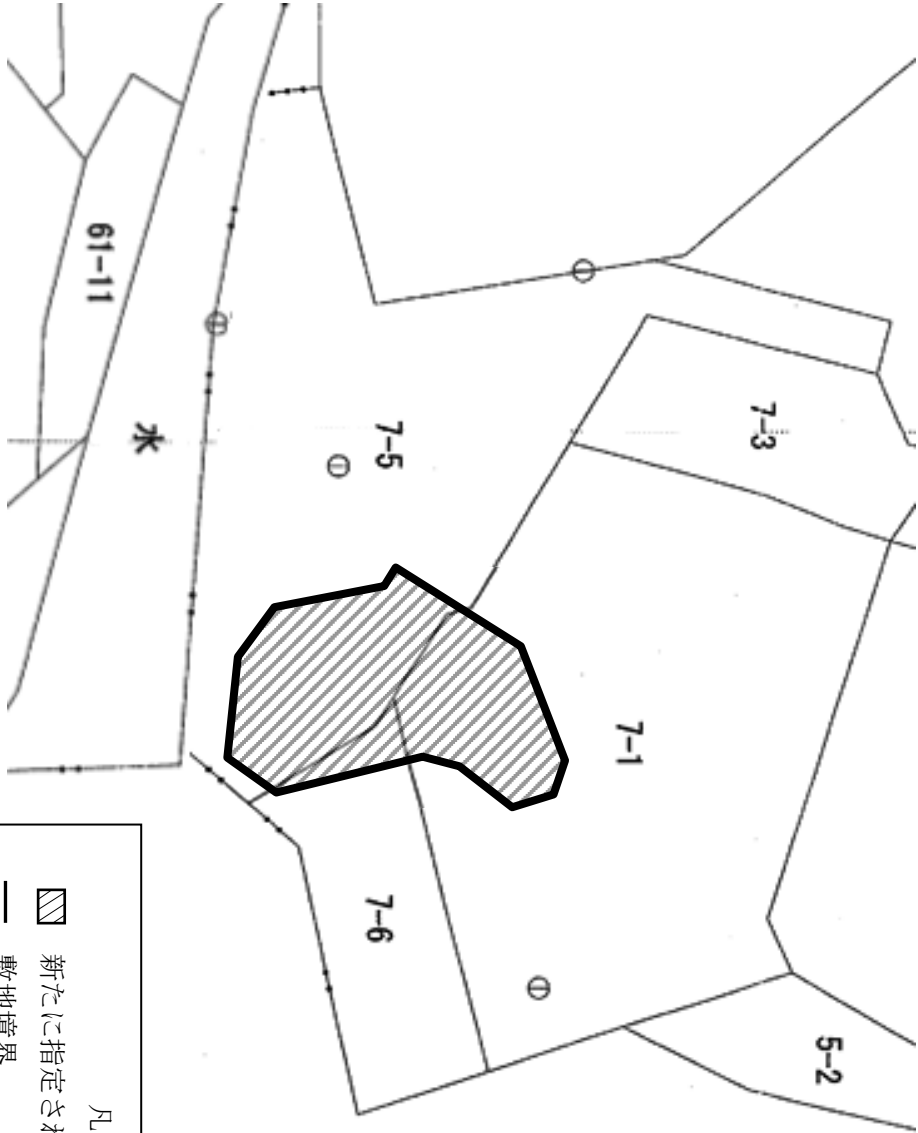
拡大図①






凡 例

-  既に指定されている形質変更時要届出区域 (形一24)
-  新たに指定される形質変更時要届出区域
-  敷地境界
-  筆の境界線

拡大図②



凡 例

	新たに指定される形質変更時要届出区域
	敷地境界
	筆の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する。

○宮城県告示第三百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字鍛冶屋一一九の三五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎字寒風沢十番二五の四から二五の七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市泉土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年五月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 松 田 茂

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年四月十一日	志賀 久	仙台市泉区松森字台七十六番地	理事
令和四年四月十一日	佐藤 芳治	仙台市泉区朴沢字山田十四番地	理事
令和四年四月十一日	若生 武志	仙台市泉区上谷刈字北河原五十六番地	理事
令和四年四月十一日	熊谷 一美	仙台市泉区福岡字大畑五十五番地	理事
令和四年四月十一日	若生 豊治	仙台市泉区野村字桂島三十九番地	理事
令和四年四月十一日	高橋 修	仙台市泉区実沢字上林七番地	理事
令和四年四月十一日	田代 徹	仙台市泉区市名坂字本町四番地	理事
令和四年四月十一日	早坂 幸也	仙台市泉区西田中字柿屋敷二番地	理事
令和四年四月十一日	齋藤 好雄	仙台市泉区朴沢字新田十七番地	理事
令和四年四月十一日	佐々木 政行	仙台市泉区野村字弁天三十一番地	理事
令和四年四月十一日	佐藤 末雄	仙台市泉区松森字西沢三十二番地の二	監事
令和四年四月十一日	菅澤 勇	仙台市泉区松森字明神四十二番地の九	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年四月十日	若生 久二	仙台市泉区野村字舞台一番地	理事
令和四年四月十日	志賀 久	仙台市泉区松森字台七十六番地	理事
令和四年四月十日	佐藤 芳治	仙台市泉区朴沢字山田十四番地	理事
令和四年四月十日	若生 武志	仙台市泉区上谷刈字北河原五十六番地	理事
令和四年四月十日	熊谷 一美	仙台市泉区福岡字大畑五十五番地	理事
令和四年四月十日	若生 豊治	仙台市泉区野村字桂島三十九番地	理事
令和四年四月十日	高橋 修	仙台市泉区実沢字上林七番地	理事
令和四年四月十日	齋藤 達夫	三 仙台市泉区朴沢字新田二十四番地の三	理事
令和四年四月十日	田代 徹	仙台市泉区市名坂字本町四番地	理事
令和四年四月十日	早坂 幸也	仙台市泉区西田中字柿屋敷二番地	理事
令和四年四月十日	佐藤 末雄	二 仙台市泉区松森字西沢三十二番地の二	監事
令和四年四月十日	庄司 功	仙台市泉区根白石字町東三十五番地	監事

○宮城県告示第三百六十一号

互理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年四月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年五月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 松 田 茂

○宮城県告示第三百六十二号

宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年四月二十一日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 令和四年五月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 松 田 茂

○宮城県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 令和四年五月六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小 林 一 裕

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年四月十七日	阿 部 公	登米市豊里町二ツ屋二百三十七番地	理事
令和四年四月十七日	今 野 守	登米市豊里町新田町百四番地二	理事
令和四年四月十七日	渡 辺 重 利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
令和四年四月十七日	加 藤 政 昭	登米市豊里町新田町二十四番地八	理事
令和四年四月十七日	佐 藤 寛	登米市豊里町大曲四十番地	理事
令和四年四月十七日	佐々木 金 三	登米市豊里町横町五十番地	理事
令和四年四月十七日	佐 藤 健 幸	登米市豊里町大柵一番地	理事
令和四年四月八日	佐々木 礼 藏	登米市豊里町大沢谷岐五十番地	監事
令和四年四月八日	佐 藤 哲 義	登米市豊里町新田町百九十二番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年四月十六日	阿 部 公	登米市豊里町二ツ屋二百三十七番地	理事
令和四年四月十六日	今 野 守	登米市豊里町新田町百四番地二	理事
令和四年四月十六日	渡 辺 重 利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
令和四年四月十六日	加 藤 政 昭	登米市豊里町新田町二十四番地八	理事
令和四年四月十六日	佐 藤 寛	登米市豊里町大曲四十番地	理事
令和四年四月十六日	佐々木 武 雄	登米市豊里町新田町六十一番地	理事
令和四年四月十六日	佐々木 千 里	登米市豊里町寿崎七十六番地	理事
令和四年四月七日	佐々木 礼 藏	登米市豊里町大沢谷岐五十番地	監事
令和四年四月七日	佐 藤 哲 義	登米市豊里町新田町百九十二番地	監事